

## 2018年10月24日

会社名 株式会社 滋賀銀行

代表者名 取締役頭取 高橋 祥二郎

(コード番号 8366 東証第1部)

問合せ先 総合企画部長 山元 磯和

(TEL. 077-521-2200)

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買い取りに関するお知らせ (会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく自己株式の買い取り)

当行は、2018年10月24日開催の取締役会において、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく株式併合による1株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 買い取りの概要

当行は、2018年6月26日開催の第131期定時株主総会の決議に基づき、2018年10月1日を効力発生日として、株式併合(5株を1株に併合)を行いました。

この株式併合により生じた1株に満たない端数につきましては、会社法第235条第2項、第234条第4項 および第5項の規定に基づき処理することとし、当行が自己株式として買い取ることを決定いたしまし た。

## 2. 買い取りの内容

- (1)買い取る株式の種類 普通株式
- (2) 買い取る株式の総数 1,732株
- (3) 買い取りと引き換えに交付する金額の総額

買い取る株式の総数に買取日(2018年10月24日)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を乗じた金額とする。ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において、最初になされた売買取引の成立価格とする。

## (4) 買取日 2018年10月24日

ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において、最初に売買取引がなされた日。

以上